

事業用賃貸借契約書（事務所）

令和2年4月1日

茨木市議会議長

友次通憲様

茨木市議会議員 米川勝利



事務所届

私、米川 勝利の活動の拠点は、下記のとおりです。

記

1. 事務所所在

茨木市中津町 17 番 27 号 宏栄荘 201 号



貸主 [Redacted] (以下「甲」という。) と借主 米川 勝利 (以下「乙」という。) は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書 (1) 目的物件の表示

| | | | |
|------|--------------------|------|-----------|
| 名称 | 宏栄荘 2階 201号室 | | |
| 所在地 | (住居表示) 茨木市中津町17-27 | | |
| | (登記簿) 茨木市中津町370番地7 | | |
| 構造 | 木造瓦葺 2階建 全(8)戸 | | |
| 種類 | 店舗・共同住宅 | 新築年月 | 昭和53年6月1日 |
| 面積 | 賃貸部分2F約25.33㎡ | | |
| 附属施設 | 無し | | |

頭書 (2) 事業内容

| |
|-------|
| 議員事務所 |
|-------|

頭書 (3) 契約期間

| | |
|--------------------------------------|--------------|
| 平成26年 1月 25日 から 平成28年 1月 24日まで (2年間) | |
| 目的物件の引渡し時期 | 平成26年 1月 24日 |

頭書 (4) 賃料等

| | | | | | |
|----------|--|--------|-------------------|-------|--------------|
| 賃料 | 月額 賃40,000円 (消費税含む) | 管理・共益費 | 月額 賃0円 (内消費税等) | 家財保険料 | |
| 礼金 | 賃550,000円 | 支払方法 | 賃貸契約時一括払い | 附属施設料 | 月額 (内消費税等) 円 |
| 敷金 | 賃600,000円 | 支払方法 | 頭書(8)特約事項第2項に記載 | | |
| その他の条件 | | | | | |
| 貸与する鍵 | 鍵No. 本 数 | | 本 | 本 | 本 |
| 賃料等の支払時期 | 翌月分を前月末日まで | | | | |
| 賃料等の支払方法 | <input checked="" type="checkbox"/> 振込 | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 持参 | 持参先 | | | |
| | <input type="checkbox"/> 口座引落 | 委託会社名 | | | |

頭書(5) 借主緊急連絡先

| | | |
|----------------|-----------|-----------|
| 緊急連絡先 (担当者) | (氏名) | |
| | (自宅) TEL | |
| | (勤め先) TEL | (会社名・部署名) |
| | (携帯) TEL | |

頭書(6) 貸主及び管理業者

| | | |
|----|----|--|
| 貸主 | 氏名 | |
| | 住所 | |

| | | |
|-----|--------|-------|
| 管理者 | 住所又は名称 | 貸主と同じ |
| 住所 | | TEL |

| | |
|------------------|----------------|
| 賃貸住宅管理業者登録制度登録番号 | 国土交通大臣 () 第 号 |
|------------------|----------------|

| | |
|------------------|-----------------------|
| 全国賃貸不動産管理業協会会員番号 | 賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載 |
|------------------|-----------------------|

| | | |
|-------|----|------|
| 管理担当者 | 氏名 | 登録番号 |
|-------|----|------|

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、記載すること。

| | | |
|-----|----|--|
| 所有者 | 氏名 | |
| | 住所 | |

頭書(7) 更新に関する事項

| |
|----------|
| 2年毎の自動更新 |
|----------|

頭書(8) 特約事項

| |
|--|
| <p>1. 賃貸物件内における造作・設備等(平成26年1月24日現在)については現状有姿にて引き渡す。尚、設備について、メーカー保証が有る場合にはその保証によるものとし又、保証期間が過ぎた以後に於ける点検、修理、交換の要る場合においても、その費用は全て乙の負担とする。</p> <p>2. 敷金の支払い方法。敷金¥60万円について、10回の分割支払いとすることを甲は承諾する。第1回の支払日は平成26年1月末日と定め¥6万円を支払うものとしそれ以後は毎月末日までに同額を支払うものとする</p> <p>3. 敷金¥60万円については、本契約が終了し賃貸物件の完全な明け渡しが完了したとき甲は乙にその全額を無利息にて返還するものとする。但し、平成28年1月24日まで本契約を継続することを条件とする。当該期間内に乙の申し出による本契約解約の場合、及び本契約第11条に基づき契約解除の場合には、敷金¥60万円全額は甲の所得となり返還の義務が生じないことを乙は予め承諾するものとする。</p> <p style="text-align: right;">以下余白</p> |
|--|

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

| | | | | |
|-------|----|--------------|-----|--|
| 甲・貸主 | 氏名 | | TEL | |
| | 住所 | | | |
| 乙・借主 | 氏名 | 米川 勝利 | TEL | |
| | 住所 | | | |
| 連帯保証人 | 氏名 | | TEL | |
| | 住所 | 茨木市桑田町17番21号 | | |
| 保証機関 | | | | |

| | A | B |
|-----------|---------------|----------------------------|
| 宅地建物取引業者 | 商号又は名称 | 株式会社ハウジングメイト |
| | 代表者の氏名 | 代表取締役 原 勝巳 |
| | 主たる事務所所在地・TEL | 茨木市園田町6番1号 072-632-2330 |
| | 免許証番号 | 大阪府知事(7)第 31637号 |
| | 免許年月日 | 平成24年 10月 日 |
| 宅地建物取引主任者 | 氏名 | 原 勝巳 |
| | 登録番号 | (大阪) [] |
| | 業務に従事する事務所名 | 株式会社ハウジングメイト |
| | 事務所所在地 TEL | 茨木市園田町6番1号 072-632-2330 |
| | 業務に従事する事務所名 | |

※印は実印
※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)に記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(7)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不当となった場合。
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不当となった場合。
- 三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不当となった場合。

3 1ヵ月に満たない期間の賃料は、1ヵ月を30日として日割り計算した額とする。

~~(共益費) 第4条全文抹消~~

~~第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。~~

~~2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。~~

~~3 1ヵ月に満たない期間の共益費は、1ヵ月を30日として日割り計算した額とする。~~

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金)

第6条 (A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

~~(保証金) 第6条全文抹消~~

~~第6条 (B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。~~

~~2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。~~

~~3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より償却費として解約時賃料の1ヵ月分相当額を差し引き、返還するものとする。~~

~~4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。~~

~~5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければ~~

ばならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと

二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと

三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと

四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行なってはならない。

3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)の事業内容を変更してはならない。

4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヵ月分に相当する承諾料を支払うものとする。

5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転賃に供してはならない。

6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。

7 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。

一 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。

二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること。

三 騒音等の迷惑行為を行うこと。

四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること。

五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること

六 本物件または本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること

七 本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること

8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用にあたり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。

一 階段・廊下等共用部分への物品の設置。

二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示。

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。

3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。

4 契約締結と同時に甲は、乙宛入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。

5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行なってはならない。

(契約期間中の修繕)

- 第10条 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、予め、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
 - 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
 - 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え。
 - その他費用が軽微な修繕。
 - 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは乙は、これを賠償する。

(契約の解除)

- 第11条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。
- 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヵ月以上怠ったとき。
 - 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき。
 - 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
 - 本物件を頭書(2)記載の専業以外の用に供したとき。
 - 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条の規定に違反したとき。
 - 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実的重大な虚偽があったことが判明したとき。
 - その他乙が本契約の各条項に違反したとき。
 - 銀行取引の停止。
 - 破産手続きの開始。
 - 民事再生手続きの開始。
 - 会社更生手続きの開始。
 - 特別清算手続きの開始。
3. 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 第7条の確約に反する事実が判明したとき。
 - 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。
4. 甲は、乙が第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 第12条 乙は、甲に対して 1ヵ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
- 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から 1ヵ月分の賃料を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して 1ヵ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

- 第13条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
 - 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。
 - 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情

があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分
に要した費用を乙に請求することができる。

- 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引き渡し当初の原状に復せしめなければならない。
- 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

- 第14条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
 - 本契約終了後において本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
 - 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに入立ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

- 第15条 甲は次の各号の一に該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。
- 賃料等支払い方法の変更。
 - 頭書(6)に記載した管理業者の変更。

(乙の通知義務)

- 第16条 乙又は連帯保証人は、各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。
- 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき、ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条1項の定めに従うものとする。
 - 長期に休業するとき。
 - 連帯保証人の住所氏名緊急の連絡先その他の変更。
 - 連帯保証人の死亡又は、解散。

(延滞損害金)

- 第17条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり) %の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(連帯保証人)

- 第18条 (A) 連帯保証人は、乙と連帯し [] から生じる乙の債務を負担するものとする。

- ~~(保証) 第18条(B)全文抹消~~
- 第18条 (B) 本契約は、 [] が提供する機関保証(以下、機関保証)により、乙の債務を担保するものとする。
- 機関保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するた
めに必要な手続きをとりなければならない。
 - 乙が前項の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により機関保証が利用できない場合は、本契約は
成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(6)記載の契約の始期から本物件を明渡しまでの間の賃料相当額を負
担しなければならない。
 - 前項本文の場合において、甲乙間の合意により別に連帯保証人を立てることとした場合には、前項の規定にかか

(議員-1)

支 払 伝 票

議員名 米川 勝利

| | |
|-----------|---------------|
| 項 目 | 事務所費 |
| 実 施 年 月 日 | 令和2年 4 月 27 日 |
| 金 額 | 30,000 円 |
| 内 容 | 5月分事務所家賃 |
| 支 払 先 | 安井工務店 |
| 支 払 年 月 日 | 令和2年 4 月 27 日 |
| 出 納 簿 記 入 | 記入済 |
| 摘 要 | |

| | | |
|---------------------------|----------|------------|
| 領 収 証 | | No. _____ |
| 米川 勝利 様 | | 収 入 印 紙 |
| 金額 | ¥40,700- | |
| 但し R2.5月分家賃として(4/27銀行振込分) | | |
| 上記の金額正に領収致しました | | |
| R2年 4 月 27 日 | | |
| 株式会社 安井工務店 | | |
| 〒567 茨木市北本町13-30 | | |
| TEL (0726) 35-1000(代) | | |

※領収書等は重ならないように枠内に貼付してください。

(議員-1)

支 払 伝 票

議員名 米川 勝利

| | |
|-----------|---------------|
| 項 目 | 事務所費 |
| 実 施 年 月 日 | 令和2年 5 月 29 日 |
| 金 額 | 30,000 円 |
| 内 容 | 6月分事務所家賃 |
| 支 払 先 | 安井工務店 |
| 支 払 年 月 日 | 令和2年 5 月 29 日 |
| 出 納 簿 記 入 | 記入済 |
| 摘 要 | |

| | | |
|---|----------|------------|
| 領 収 証 | | No. _____ |
| 米川 勝利 様 | | 収 入 印 紙 |
| 金額 | ¥ 40,700 | |
| 但しR2.6月分家賃として(2/9銀行振込分) 上記の金額正に領収致しました R2年 5 月 29 日 | | |
| 株式会社 安井工務店 | | |
| 〒567 茨木市本町18-10 TEL (0726) 352-1000(代) | | |

※領収書等は重ならないように枠内に貼付してください。

(議員-1)

支 払 伝 票

議員名 米川 勝利

| | |
|-----------|---------------|
| 項 目 | 事務所費 |
| 実 施 年 月 日 | 令和2年 6 月 25 日 |
| 金 額 | 30,000 円 |
| 内 容 | 7月分事務所家賃 |
| 支 払 先 | 安井工務店 |
| 支 払 年 月 日 | 令和2年 6 月 25 日 |
| 出 納 簿 記 入 | 記 入 済 |
| 摘 要 | |

| | | |
|--|----------|------------|
| 領 収 証 | | No. _____ |
| 米川 勝利 様 | | |
| 金額 | ¥40,700- | 収 入 印 紙 |
| 但しR2.7月分家賃として(5/5銀行振込) | | |
| 上記の金額正に領収致しました | | |
| R2年 6 月 25 日 | | |
| 株式会社 安井工務店 | | |
| 〒567 茨木市 本町1-3-10 TEL (0726) 35-1000(代) | | |

(議員-1)

支払伝票

議員名 米川 勝利

| | |
|-------|-----------------------------------|
| 項目 | 広報・広聴費 |
| 実施年月日 | 令和2年 7 月 21 日 |
| 金額 | 34,551 円 |
| 内容 | つながりだよりVol. 28郵送費 73円×471通、84円×2通 |
| 支払先 | 日本郵便株式会社 |
| 支払年月日 | 令和2年 7 月 21 日 |
| 出納簿記入 | 記入済 |
| 摘要 | |

領収書

米川 勝利 様

[別納引受]
 区内特別基 (定) 15.0g
 073 471通 ¥34,383

 小計 ¥34,383

 第一種定形 15.0g
 084 2通 ¥168

 小計 ¥168

 郵便物引受合計通数 473通
 課税計 (10%) ¥34,551
 (内消費税等 ¥3,141)
 非課税計 ¥0

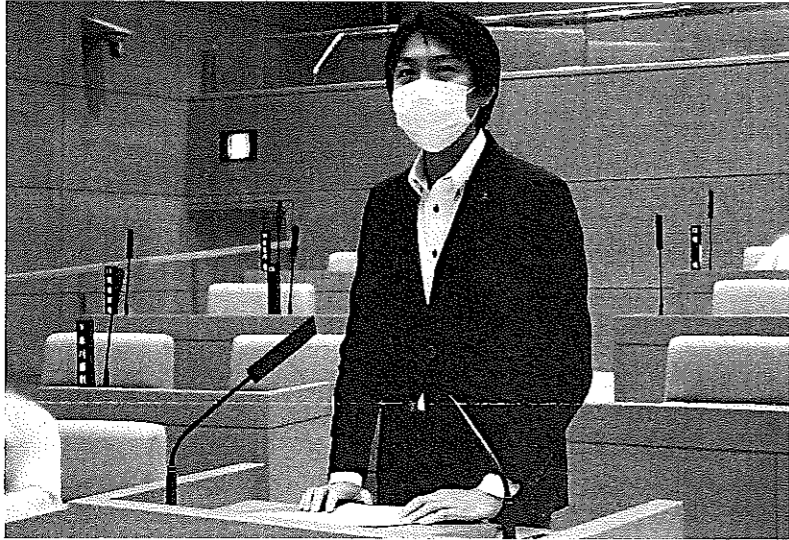
合計 ¥34,551
 お預り金額 ¥40,051
 おつり ¥5,500



〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 取扱日時：2020年 7月21日 9:59
 担当：[REDACTED]
 発行No. 200721A5130 端N27箱01
 連絡先：炭木中村郵便局
 TEL:072-632-3505

つながりだより Vol.28

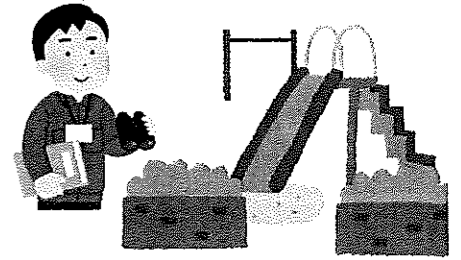
6月議会報告



よねかわ しょうり 米川 勝利プロフィール

- ◇ 1986年、茨木生まれ茨木育ち。めぐみ幼稚園、大池小学校、東中学校、茨木高校出身。同志社大学政策学部卒業。
- ◇ 同志社大学大学院総合政策科学研究科博士前期課程修了。
- ◇ 2013年1月 茨木市議会議員選挙 初当選。
- ◇ 2014年9月 同大学院博士後期課程退学。
- ◇ 2017年1月、2期目当選。
- ◇ 所属(2020年2月～) 総務常任委員会 監査委員

詳しいプロフィールや福井新聞のインタビュー記事はホームページへ
<http://s-yonekawashori.com/>
@yonekawashori



公園の遊具の安全確保を！

・市内の公園と児童遊園数：419か所(その内遊具が設置されている公園と児童遊園数：371か所)
 現状 遊具総数：1545基
 遊具の点検：専門業者による法定点検を年1回秋から冬にかけて実施。全遊具が対象。
 それに加えて、職員による現地調査時や38公園のトイレ清掃時などに目視による随時日常点検を実施。

米川の質問 2 自分の身近なところで、ばね式遊具に乗ると根元から倒れるということがあった。コロナ禍において公園の利用が増え、遊具の使用頻度が高まったと思うが、平成30年度からの遊具の破損件数と遊具による事故件数を示してもらいたい。

答弁：建設部長

遊具の破損件数は、平成30年度は約70件、令和元年度は約50件、今年度は5月末で既に約30件発生している。
 事故件数については、平成30年度以降に遊具の故障により市が補償するような事故は発生していない。

米川の質問 3 4月～5月の2か月で約30件起きており、過去に比べかなり多い傾向にある。今後大きな事故につながらぬよう年1回の法定点検の前倒しや、職員による再点検の基準変更が必要だと考えるがいかがか。(※先述の身近なところで起きた遊具の破損は、法定点検+38公園のトイレ清掃時に点検がされている公園だった)

答弁：建設部長

コロナ禍において、公園は子どもから大人の健康維持のために必要な公共施設であり、市民が多数利用する遊具の安全確保は特に重要であると考えていることから、法定点検の業務委託を早期発注と、職員による遊具の日常点検についても努めていく。

コロナ対策第3弾の補正予算の主な内容

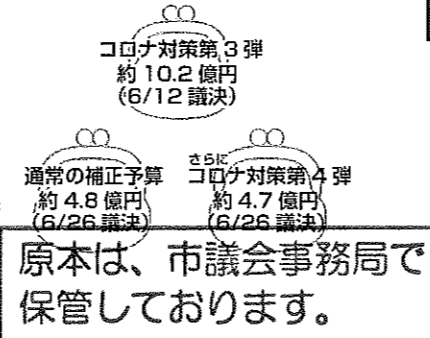
| | | |
|--|--|---|
| 市民生活 水道料金、下水道等使用料の減額 <small>(※申請不要。一般家庭の基本料金の1か月相当額を減額)</small> 国民健康保険料の減額 | 医療・福祉関係支援 医療機関への感染症対策応援給付金 障害者(児)福祉サービス事業所への感染症対策応援給付金 介護事業所への感染症対策応援給付金 | 事業継続支援 家賃の減額を行う貸主に対する家賃減額協力補助金の創設 感染症対応した商店街、共同事業者の事業活動への補助 |
| 学習支援 通信環境が整っていない家庭に対してタブレット及びモバイルルータを貸与 | 子育て支援 継続的な在宅支援や児童虐待の発生・重篤化の防止体制を充実のため「子ども家庭総合支援拠点」の設置 | 地域活動支援 自治会活動の感染予防支援補助 提案公募型公益活動支援事業補助金の拡充 |
| 防災 指定避難所における感染予防用品の充実 | スポーツ施設 市民体育館第5体育室に換気機能付き空調設備、西河原公園屋内運動場に換気設備を設置 | ※市独自の内容が多く、その他にも支援事業があります。 詳細は市ホームページをご参照ください。ご覧になれない方は米川までお問い合わせください。 |

6月議会(定例会)は、6月9日に開会し、26日に閉会しました。今回、3つの補正予算を可決しました(右図参照)。その主な内容は裏面をご覧ください。

コロナ禍を踏まえ、多くの課題がありますが、今回はコロナで大きく影響を受けた次世代に焦点を絞り、「新しい教育の未来」と「子どもの安全」という観点で質問をしました(持ち時間は10分)。前者は国が進める「児童生徒(小中学生)1人1台タブレットPC等の端末導入」についてです。これは昨年、立命館小学校のICT教育の視察に行ったこととつながっています。後者はコロナ禍で利用率が高まった遊具の安全確保についてです。これは身近なところで起きたことがきっかけとなっています。以下、質問の概要と補正予算の内容をご紹介します。

GIGA スクール構想の実現に向けて

昨年12月に国が示した行程表では、2023年度までに1人1台の端末整備を行うことになっていました。しかし、4月に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」により、端末準備スケジュールを加速させ、2020年度予算で進めるよう変更になった。
 ・今年度に限り1台45,000円を上限に国が補助することとなっている。
 ・本市教育委員会としては、今年度中に端末整備を進めたい、とのこと。
 ・Microsoft Windows, Google Chrome, iPadOSの3つのOSを搭載した端末が選択肢。



※注1: GIGA(ギガ)スクール構想とは義務教育を受ける子どもたちのために、1人1台の学習者用端末と高速ネットワーク環境などを整備する計画。多様な子どもたち一人一人に合わせた教育をめざすもの。GIGAとはGlobal and Innovation Gateway for Allの略。

ビジョンと具体的な教育の方向性、目標が必要！

コロナの影響で構想が前倒しになったことにより、各自治体は具体的な教育の方向性を決めるよりも、とにかく端末の整備を急がなくてはいけなくなりました。ビジョンよりもモノが優先されていることを懸念。
 「茨木っ子プラン ネクスト5.0」の中で、1人1台端末による学校での授業や家庭学習、一斉授業や個別指導などで多様な学びを展開し、子どもたち一人一人の豊かな学びを実現することをめざすとされているようだが、今後、低学年・高学年別・小中別などの具体的な教育の方向性や目標、そして学齢に応じた端末が必要だと考える。見解は？

答弁：学校教育部長

「茨木っ子プラン ネクスト5.0」のビジョンに加え、小学校の低、中、高学年、中学校それぞれの段階での具体的な教育の方向性や目標は必要であると考えている。それに合わせた端末の整備についてはその効果と課題について検討する。

■国の予算を活用して、ICT支援員の拡充を。今後1人1台端末となれば、トラブル対応が多くなり、管理面のサポートが増えることは必至。さらには、積極的に端末をどう活用していくかのサポートもとりわけ導入当初は必要。
 ■最新技術の活用で児童生徒の学びの充実&教員の負担減を。文部科学省とともに経済産業省(未来の教室)が推進しているEdTech(エドテック)ソフトウェア・サービス(新しい教育を実現する技術)を積極的に活用し、これまでの一律・一斉・一方教育だけでなく、「学び合い」や個別最適化学習を進めてほしい。端末が「新しい文房具」となるよう学びの未来を切り開いてもらいたい。

通常の補正予算

「救急病院誘致に向けた基本整備構想の策定」
 「中学校給食基本計画の策定」 「安威川ダム周辺整備事業」

図書館における電子書籍貸出サービスが始まります！

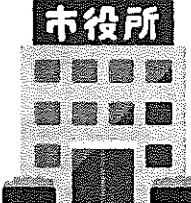
自宅で学習できる児童書や、中高生向けの文芸書、外国語の絵本、資格取得のための参考書など1500タイトルの書籍が導入されます。インターネット環境があれば、パソコン、タブレット、スマホ等で書籍を読むことができます。7月22日午後1時より図書館ホームページから利用できるようになります。詳細は図書館ホームページにて。

コロナ対策第4弾の補正予算

「ひとり親家庭への臨時特別給付金」
 「長期休業期間におけるスクールサポーターの配置」 など

10万円給付の申請状況(7月13日時点)

申請件数12,4086(申請率97.1%)
 給付済み件数119,525(96.3%)



補記 議会以外においても、市民のみならず皆様からの声や私自身が重要だと考えることを市役所に要望してまいりました。ブログに掲載しておりますので、そちらもご覧ください。インターネット環境がご自宅にない方は、お気軽にお電話でお問い合わせください。

(議員-1)

支 払 伝 票

議員名 米川 勝利

| | |
|-----------|---------------|
| 項 目 | 事務所費 |
| 実 施 年 月 日 | 令和2年 7 月 30 日 |
| 金 額 | 30,000 円 |
| 内 容 | 8月分事務所家賃 |
| 支 払 先 | 安井工務店 |
| 支 払 年 月 日 | 令和2年 7 月 30 日 |
| 出 納 簿 記 入 | 記入済 |
| 摘 要 | |

| | | |
|--------------------------|----------|------------|
| 領 収 証 | | No. _____ |
| 米川 勝利 様 | | |
| 金額 | ¥40,700- | 収 入 印 紙 |
| 但しR2.8月分家賃として(7/30金銭払込済) | | |
| 上記の金額正に領収致しました | | |
| R2年 7 月 30 日 | | |
| 株式会社 安井工務店 | | |
| 〒567 茨木市並木町13-10 | | |
| TEL (0726) 35-1000(代) | | |

※領収書等は重ならないように枠内に貼付してください。

(議員-1)

支 払 伝 票

議員名 米川 勝利

| | |
|-----------|---------------|
| 項 目 | 事務所費 |
| 実 施 年 月 日 | 令和2年 8 月 29 日 |
| 金 額 | 30,000 円 |
| 内 容 | 9月分事務所家賃 |
| 支 払 先 | 安井工務店 |
| 支 払 年 月 日 | 令和2年 8 月 29 日 |
| 出 納 簿 記 入 | 記入済 |
| 摘 要 | |

| | | |
|---|----------|------------|
| 領 収 証 | | No. _____ |
| 米川 勝利 様 | | 収 入 印 紙 |
| 金額 | ¥40,700- | |
| 但しR2.9月分家賃にて(8/29銀行振込分) 上記の金額正に領収致しました | | |
| R2年8月29日 | | |
| 株式会社 安井工務店 | | |
| 〒567 茨木市並木町13-10 TEL (0726)35-1000(代) | | |

(議員-1)

支払伝票

議員名 米川 勝利

| | |
|-------|---------------|
| 項目 | 事務所費 |
| 実施年月日 | 令和2年 10 月 1 日 |
| 金額 | 30,000 円 |
| 内容 | 10月分事務所家賃 |
| 支払先 | 安井工務店 |
| 支払年月日 | 令和2年 10 月 1 日 |
| 出納簿記入 | 記入済 |
| 摘要 | |

| | | |
|--------------------------|------------|------------|
| 領 収 証 | | No. _____ |
| 米川 勝利 様 | | |
| 金額 | ¥ 40,700 - | 収 入 印 紙 |
| 但し R2.10月分家賃として(10%銀行振込) | | |
| 上記の金額正に領収致しました | | |
| R2年 10 月 1 日 | | |
| 株式会社 安井工務店 | | |
| 〒567-0892 茨木市並木町13-10 | | |
| TEL (072) 635-1000 (代) | | |

(議員-1)

支 払 伝 票

議員名 米川 勝利

| | |
|-------|-----------------------------------|
| 項 目 | 広報・広聴費 |
| 実施年月日 | 令和2年 10 月 26 日 |
| 金 額 | 34,865 円 |
| 内 容 | つながりだよりVol. 29郵送費 73円×473通、84円×4通 |
| 支 払 先 | 日本郵便株式会社 |
| 支払年月日 | 令和2年 10 月 26 日 |
| 出納簿記入 | 記入済 |
| 摘 要 | |

領収書
米川 勝利 様

[別納引受]
第一種定形 15.0g
@84 4通 ¥336

小 計 ¥336
区内特別基 (定) 15.0g
@73 473通 ¥34,529

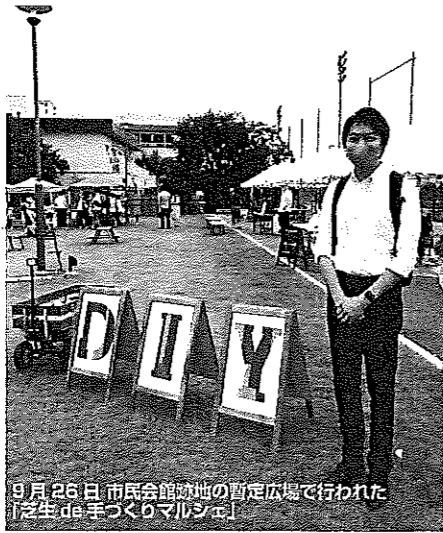
小 計 ¥34,529
郵便物引受合計通数 477通
課税計 (10%) ¥34,865
(内消費税等 ¥3,169)
非課税計 ¥0

合計 ¥34,865
お預り金額 ¥35,000
おつり ¥135



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2020年10月26日 10:46
担当 [REDACTED]
発行No. Z010Z0A9482 端N27箱01
連絡先：茨木中村郵便局
TEL: 072-632-3505

つながりだより Vol:29



9月議会報告

9月議会は9月3日に開会し、25日に閉会しました。今回も6月議会同様に、コロナ対策関連の補正予算を先に審議し、3日に賛成多数で可決されました(米川も賛成)。また、通常の補正予算は25日に賛成多数で可決されました(米川も賛成)。以下、補正予算の内容と米川の質問の概要をご報告します。

【今回の補正予算6号(コロナ対策関連)の主な内容】

※約11億4300万円(主な財源：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)

高齢者・障がい者等支援

- ・コミュニティデイハウスにおける要支援者等へのICT活用支援
- ・フリーマップの作成

相談体制の充実

- ・オンラインによる妊産婦・子育て相談の実施

事業者支援

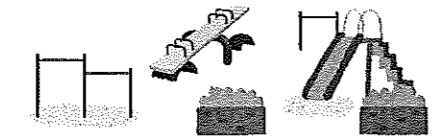
- ・飲食店や小売店頭の中小事業者支援のため、キャッシュレス決済を活用し、ポイント還元事業の実施
- ・公共交通(路線バス、タクシー)の運営の維持や感染予防対策を支援

インフルエンザ予防

- ・乳幼児・小中学生のインフルエンザワクチン予防接種費用の2000円助成(期間：10月1日～12月末日)
- ※65歳以上の方については大阪府が無償実施(期間：10月1日～12月末日)

公園の安全確保

- ・公園、児童遊園の遊具の修繕



教育環境整備

- ・小中学校への空調設備に設置に向けた計画策定
- ・GIGA(ギガ)スクール構想実現に向けた児童生徒1人1台タブレットPC端末の整備

感染予防対策

- ・街かどデイハウス、コミュニティデイハウスへの感染対策事業補助金の創設
- ・公立保育所、私立認定こども園等への感染予防用品の購入/購入補助

ICT活用

- ・公共施設の貸室等におけるWi-Fi型スマートロックのモデル導入



よねかわ しょうり 米川 勝利 プロフィール

- ◇1986年、茨木生まれ茨木育ち。めぐみ幼稚園、大池小学校、東中学校、茨木高校出身。同志社大学政策学部卒業
- ◇同志社大学大学院総合政策科学研究科博士前期課程修了
- ◇2013年1月 茨木市議会議員選挙 初当選
- ◇2014年9月 同大学院博士後期課程退学
- ◇2017年1月、2期目当選
- ◇所属(2020年2月～) 総務常任委員会 監査委員 茨木BBS会顧問

詳しいプロフィールは福井新聞のインタビュー記事はこちら
<http://s-yonekawainet.jp/>
@yonekawashori



総務常任委員会での質問

米川の質問

行政手続のデジタル化(オンライン化)推進を!
(※パソコン、スマホで手続き可能に)

1 大阪市では2025年までに法的にオンライン化が不可能なものを除いて、1500の行政手続をすべてオンライン化するという計画を立てている。他市でもそのような動きがあり、本市においても一部ホームページやアプリで手続きができるものがあるが、今後の方向性をどのように考えているか。

米川の要望

来庁者の三密回避だけでなく、身体上や仕事の理由等で市役所にはなかなか行けない市民のためにも早急にオンライン化を要望。また、窓口対応について、実際に市民と会って初めて気づくこともあると思う。オンライン化で業務効率化できた分、より一層、役所における対面での窓口対応で市民に寄り添ってほしい。

答弁：政策企画課長

これまでICTビジョンに基づいて、可能なものから順次進めてきたが、今回のコロナ禍においてwithコロナ、afterコロナの社会を見据えた対応が加速化していることを踏まえると、早期に全庁的に取り組みが必要だと考えている。

米川の質問

2 今後の社会情勢を見据えた職員採用を!(採用数の抑制を)

職員数の推移と採用人数を決める基準は?

| | 正規 | 非正規 |
|--------|------|-----|
| 2018年度 | 1915 | 804 |
| 2019年度 | 1941 | 839 |
| 今年度 | 1945 | 859 |

※参考 直近3年の市職員数

答弁：人事課長

採用人数は、職員の退職補充を中心として、再任用の状況や各職場の業務量、新規拡充事業、また縮小・廃止事業などを加味したうえで決定。正規職員数については、長らく縮減に努めていたが、2014年度以降は緩やかに増加に転じている。非正規職員数は2017年度以降、増加傾向にある。

米川の質問

3 退職補充を中心としているとのことだが、退職者数の補充よりも、可能な限りこれからの技術の進歩や人口減少といった社会の変化に重点を置くべきではないか。長期的な視点で採用を進めてほしいと考えるが、見解は?

答弁：人事課長

将来における適正な職員数については、現時点で予測することは困難だが、今後とも業務の効率化を図りながら、市民サービス向上のための組織のあり方等を常に念頭に置いて、人件費の適正化に努めていく。

補正予算第7号の主な内容

※約11億8400万円(主な財源：国庫支出金、繰越金、市債)

市民会館跡地エリア

- ・新施設整備に向けた用地取得
- ・中央北グラウンドの改良工事
- ・市役所前線(市役所正面玄関前の道路)等における交通環境の検討

中心市街地

- ・中心市街地等における景観形成の推進

交通

- ・山間部における移動支援の検討
- ・景観や環境に配慮した市役所前のバス停の設置

公園再整備事業

- ・4公園の長寿命化対策

公立幼稚園のあり方検討

- ・審議会の設置

6月議会での質問・要望!

・コロナ禍において利用が増加傾向となっている公園・児童遊園の安全確保のために、老朽化した遊具等の修繕対応に係る経費を増額。

国が進める構想ですが、子どもたちの教育環境が大きく変わる政策であるため、6月議会に続き、今回も本会議で質問しました。

※質問から明らかになったこと

- ・来年の4月から小中学校に約24000台配備
- ・端末はWindowsのデタッチャブル(着脱式)→タブレットにもノートパソコンにもあるようなイメージ
- ・リース契約
- ・端末に係る費用総額5年で約19億9千万円(国の補助範囲内)
- ・ただし、国はリース期限後の財源(補助)については何も示していないため、リースを更新し1人1台端末継続するには、今後の財源確保策の検討が必要
- ・学校での端末の活用法、持ち帰りの可否等については今年度中に検討、決定

トピック

阪急茨木市駅西口再整備について

9月に地元説明会が行われました。資料は市ホームページに掲載されています。今後の主なスケジュールは以下の通りです(現時点の想定)。



茨木市が医師会等の協力でPCR検査センターを開設

期間：2020年10月21日～2021年3月29日

市内のかかりつけ医の判断(軽症患者のみ)

ドライブスルー方式(完全予約制)

米川も以前に質問または要望

(議員-1)

支 払 伝 票

議員名 米川 勝利

| | |
|-----------|----------------|
| 項 目 | 事務所費 |
| 実 施 年 月 日 | 令和2年 10 月 28 日 |
| 金 額 | 30,000 円 |
| 内 容 | 11月分事務所家賃 |
| 支 払 先 | 安井工務店 |
| 支 払 年 月 日 | 令和2年 10 月 28 日 |
| 出 納 簿 記 入 | 記入済 |
| 摘 要 | |

| | | |
|--|-----------|------------|
| 領 収 証 | | No. _____ |
| 米川 勝利 様 | | 収 入 印 紙 |
| 金額 | ¥ 40,700- | |
| 但しR2.11月分家賃として(10/8銀行振込) 上記の金額正に領収致しました | | |
| R2年10月28日 | | |
| 株式会社 安井工務店 | | |
| 〒567-0892 茨木市並木町13-10 | | |
| TEL (072) 635-1000(代) | | |

※領収書等は重ならないように枠内に貼付してください。

(議員-1)

支払伝票

議員名 米川 勝利

| | |
|-------|----------------|
| 項目 | 事務所費 |
| 実施年月日 | 令和2年 11 月 29 日 |
| 金額 | 30,000 円 |
| 内容 | 12月分事務所家賃 |
| 支払先 | 安井工務店 |
| 支払年月日 | 令和2年 11 月 29 日 |
| 出納簿記入 | 記入済 |
| 摘要 | |

| | | |
|--------------------------|----------|------------|
| 領 収 証 | | No. _____ |
| 米川 勝利 様 | | |
| 金額 | ¥40,700- | 収 入 印 紙 |
| 但しR2.12月分家賃として(1/29銀行振込) | | |
| 上記の金額正に領収致しました | | |
| R2年11月29日 | | |
| 株式会社 安井工務店 | | |
| 〒567-0892 茨木市並木町13-10 | | |
| TEL (072) 635-1000(代) | | |

※領収書等は重ならないように枠内に貼付してください。